

令和元年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和元年12月 3日 午前10:00

○散 会 午後 3:00

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐藤 敏雄
7番 鑑 仁志	8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎
10番 佐藤 義久	11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男
13番 堀井 克見	14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟
16番 大谷 貞廣	17番 児玉 春雄	18番 西村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 鑑 孝子	農業委員会事務局長 児玉 正生
総 務 課 長 米谷 裕二	企画政策課長 千葉 秀樹
財 政 課 長 伊藤 貢	市 民 課 長 菅生 恵子
税 務 課 長 鈴木 学	社会福祉課長 筒井 弥生
長寿社会課長 伊藤 国栄	健康推進課長 櫻庭 輝雄
産 業 課 長 佐々木 涉	都市建設課長 菅生 司
上下水道課長 畠山 修	会計管理者兼会計課長 石川 学
学校教育課長 山田 敬輔	幼児教育課長 櫻庭 仁
文化スポーツ課長 鈴木 健二	天王公民館長 渋谷 豊
選挙管理委員会、監査委員事務局長 宮崎 久春	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 児 玉 亮 悦

令和元年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和元年12月 3日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任副委員長〔行政視察報告〕、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 議案第70号 潟上市附属機関設置条例（案）について
- 日程第 6 議案第71号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 9 議案第74号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第75号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第76号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第77号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第13 議案第78号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第79号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）
について
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）
について
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 8 4 号 潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 1 議案第 8 6 号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について
- 日程第 2 2 議案第 8 7 号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）につ
いて
- 日程第 2 3 議案第 8 8 号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 8 9 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 9 0 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 9 1 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）
について
- 日程第 2 7 議案第 9 2 号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
（案）について
- 日程第 2 8 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 9 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 0 陳情第 1 3 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の
提出について
- 日程第 3 1 陳情第 1 4 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関す
る意見書の提出について

- 日程第 3 2 陳情第 1 5 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 日程第 3 3 陳情第 1 6 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 日程第 3 4 陳情第 1 7 号 お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情
- 日程第 3 5 陳情第 1 8 号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など他方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
- 日程第 3 6 陳情第 1 9 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和元年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番堀井克見議員、14番菅原秀雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番鑑議会運営委員長。

○議会運営委員長（鑑 仁志） おはようございます。

それでは、私の方から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月25日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

11月29日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定であります。その後、9日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第70号の条例（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第71号から議案第77号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第78号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第79号及び議案第80号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第81号及び議案第82号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第83号及び議案第84号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第85号の新市建設計画の変更については、本日の本会議にて審議、議案第86号の規約の一部変更については、本日の本会議にて審議、議案第87号から議案第92号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会付託という区分で行うことと致します。

付託については、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。抽選の結果、12月5日木曜日の1番目に6番佐藤敏雄議員、2番目に12番藤原典男議員、3番目に11番伊藤正吉議員、4番

目に16番大谷貞廣議員、12月6日金曜日の1番目に3番菅原理恵子議員、2番目に10番佐藤義久議員、3番目に7番鑑 仁志議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月9日の特別委員会全体会終了後からの開会となります。

行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修については、総務文教常任副委員長から議長宛ての報告が提出されております。

総務文教副委員長より、報告書に沿って視察の概要について報告致すことと致しました。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

【総務文教常任委員会の視察研修報告】

○議長（西村 武） 次に、総務文教常任委員会の視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告願います。7番鑑総務文教常任副委員長。

○総務文教常任副委員長（鑑 仁志） それでは、私から総務文教常任委員会の行政視察研修報告を致します。

1. 研修年月日 令和元年10月23日、24日、25日

2. 視察研修先 広島県竹原市、呉市

3. 研修委員 瓜生 望議員、鈴木斌次郎議員、堀井克見議員、西村 武議員、鑑 仁志、以上でございます。

4. 随行職員 議会事務局長 門間正博

5. 研修内容でございます。

広島県竹原市。

市の概要について申し上げます。

竹原市は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、瀬戸内海の穏やかな気候や海・山・川をはじめとした豊かな自然に恵まれ、多くの先達たちが築いてこられた歴史文化、コミュニティなどの地域資源が共存するまちです。人口は2万6,426人、面積は113.23平方キロメートルです。

研修テーマ、「認定こども園整備計画」についてであります。

竹原市では、平成29年6月、竹原市就学前教育・保育に関する基本方針を策定し、少子化による児童数の減少及び施設の老朽化の状況を踏まえ、就学前教育・保育の充実を図るため、幼稚園と2保育所の3園を統合し、子どもたちが安全に安心して過ごすことができ、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる公立認定こども園の建設工事に着手しております。計画に当たっては、子どもたちが施設で長い時間を過ごすことから、木の温かみのある空間とし、保護者の送迎時における交通事故対策や、近隣の方々の暮らしにも配慮した安心・安全な環境整備に努めております。

認定こども園の概要は、敷地面積が約3,000平方メートル、建築面積約1,200平方メートル、木造一部2階建てで、定員は130名、総事業費は約7億円で、本市計画の約2分の1の規模となっております。

最後に、住宅街にある建設現場を視察してまいりました。

続きまして、広島県呉市。

呉市の概要。

呉市は、瀬戸内海の中央部と広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と島しょ部で構成される、温暖な気候や、地震や台風の被害が非常に少ないまちです。約300キロメートルに及ぶ海岸線から眺める瀬戸内の景色は、人々に癒しを与え、長年市民に親しまれてきました。人口は22万2,366人、面積は352.81平方キロメートルです。

研修テーマでございます。「移住・定住に向けた取り組み」について。

「定住サポートセンター」について。

呉市では、平成17年に広島経済同友会から、首都圏等の団塊の世代を対象にJR呉線沿線に移住者のためのまちづくりの提唱があり、呉市としても定住支援相談窓口業務とあわせて、空き家等の活用促進を行う部署が必要と考え、平成17年4月に住宅課内に定住対策室を設置しております。取組内容は、インターネットを活用して広く情報発信するために呉市のホームページ内に定住支援窓口のホームページを開設し、「空き家バンク」や暮らしの情報、定住者紹介などを掲載しているほか、定住促進パンフレットをこれまで6万5,000部を作成し、呉市の住みやすさをPRするためのモニターツアーとして「海色の歴史回廊くれツアー」を実施するなどしております。

支援事業としては、平成28年度から市外からの移住希望者が「戸建て」の中古住宅を購入し居住する場合、購入費の一部を助成する移住希望者住宅取得支援事業を実施しており、助成額は基本額50万円、加算額最高50万円で、これまで63世帯・152名の方が利

用しております。また、市内在住の新婚・子育て世帯が「戸建て」の中古住宅を購入し居住した場合、購入費の一部を助成する新婚・子育て世帯定住支援事業として、基本額30万円が助成されます。これまで107世帯・404名の方が利用するなど、多大な成果を挙げていることを実感致しました。

「シティプロモーション活動」について。

呉市では、呉市のブランド力の強化・都市イメージの向上を図り、呉に「訪れてみたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じてもらうことを目的に、観光誘客や移住・定住促進が図られるよう、呉市の魅力や呉らしさを戦略的・効果的に情報発信するというシティプロモーション活動に取り組んでいます。

呉市の魅力ある「瀬戸内らしい」資産の数々を伝えるためには、新しい「呉」を知ってもらい、覚えてもらうことが必要と考え、インパクトのある動画コンテンツと愛されるキャラクターの制作に民間業者とともに取り組み、顔が市名の呉市公式キャラクター「呉氏」が誕生致しました。第1弾として、ターゲット層とした30代から50代に圧倒的な認知率を誇る大ヒット曲を替え歌にしたテーマソングとPR動画を制作したところ、発表後5日間で、ユーチューブの動画再生回数が15万回を達成するなど、発表直後からの取材依頼や動画が放送され、後を追うようにローカル局による取材依頼や各コーナーで取り上げられ、宣伝効果は約3億円以上とのことであります。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

【議会改革推進会議委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。10番佐藤議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（佐藤義久） おはようございます。

議会改革推進会議委員長報告。

議会改革推進委員会の報告を致します。

潟上市議会基本条例第21条に基づき設置されております議会改革推進会議では、「タブレット端末の導入に向けた検討結果報告書」、「潟上市議会基本条例検証報告書」並びに「潟上市議会議員政治倫理条例検証報告書」を議長に提出し、皆様のお手元に配付しております。

「タブレット端末の導入」につきましては、会議における活用法、会議や業務の効率化、紙資源やコストの削減について検討を進めたほか、タブレット端末の操作方法の研

修会や秋田市議会での視察研修を実施した上で、導入を検討すべきとの結論に至っております。

また、積極的な情報公開と市民参加のもと、開かれた議会を通して説明責任を果たすことを目的とした「基本条例」と、職責にふさわしい人格と倫理の向上に努めることで、市政発展に寄与することを目的とした「政治倫理条例」につきましては、条例の制定から既に4年以上が経過していたことから、条例の達成状況について検証を行うことにしました。検証方法として、全議員からいただいたアンケート調査をもとに現在の取り組みや達成状況に伴う課題・問題点を洗い出し、条例の評価や今後の方向性を検証致しました。

なお、このたび提出しました「タブレット端末の導入」、「基本条例」並びに「政治倫理条例」の報告書につきましては、後日改めて全員協議会の場でご意見をいただき成案にしたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で議会改革推進会議の報告を終わります。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長の行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日ここに令和元年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市表彰式典について申し上げます。

平成24年以来7年ぶり、また、新庁舎では初となる表彰式典を11月1日に挙行了しました。式典では、各分野で永年にわたりご尽力を賜りました9人の方々を功労者として称えるとともに、35人の方々の日頃の実践的活動に対し感謝の意を表しました。

表彰を受けられた皆様に改めてお祝い申し上げますとともに、ご参列くださいました議員各位及び関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、台風19号に係る災害対応に伴う応援職員の派遣について申し上げます。

国・県からの要請により、本市では、10月28日から11月2日まで、り災証明発行に係

る家屋の被害認定調査に当たる職員2人を宮城県角田市へ派遣しています。今後も被災地のその時々状況に応じ、可能な限りの支援活動を行っていく所存です。

次に、災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定の締結について申し上げます。

近年は、大雨や台風による甚大な被害が全国で多発しています。災害時にあっては、市民生活に直結するごみなどの処理は大変重要な問題となります。

本市では、大規模な災害発生時に、一般世帯及び避難所等から発生するごみ、し尿の収集運搬や避難所等への仮設トイレの設置を円滑に行うため、11月19日に民間事業所10社と廃棄物の収集運搬の支援等を定めた協定を締結しました。大規模災害発生時に、市民生活の安全・安心の確保が一層図られるものと期待しております。

次に、新市建設計画の変更について申し上げます。

第2回定例会の行政報告で申し上げましたとおり、法律改正により合併特例債の発行期間が延長可能となったことに伴い、本市でも引き続き合併特例債が発行できるよう、新市建設計画の期間延長手続きを進めてまいりました。このたび、県知事との協議が終了したことから、計画期間を2年間延長するための議案を本定例会に提出しています。

次に、「潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画」の策定について申し上げます。

平成29年3月に策定した潟上市公共施設等総合管理計画に基づき、個別の施設ごとに必要性、効率性等を考慮し、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的に、「潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画」をこのたび策定しました。

本計画の策定に当たっては、議会全員協議会での説明のほか、3カ月にわたる市広報での連載、市民1,500人へのアンケート実施や市民学習会・ワークショップの開催、さらにはパブリックコメントの実施を通じ広く情報を発信し、市民意見の聴取に努めています。

現在、多くの公共施設は建設から相当な年数が経過し、安全性確保の面から計画的な維持修繕に加え、大規模改修や建て替えなどの対応が必要となっています。しかし、今後の財政状況は厳しくなることが見込まれており、中・長期的な視点を持って公共施設の見直し等に取り組んでいく必要があります。

今後、本計画に基づく公共施設の整備には、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用も可能となります。潟上市を持続可能なまちとするため、本計画をもとに公共施設の適正配置に努めてまいります。

次に、第2次潟上市都市計画マスタープランの策定について申し上げます。

本市の都市将来ビジョンとその実現に向けた基本方針を明確にすることを目的に、平成23年3月に潟上市都市計画マスタープランを策定しています。その後8年が経過したことから、上位計画や関連計画との整合性、施策や事業の進捗を踏まえ、現在、計画の見直し作業を進めており、「第2次潟上市都市計画マスタープラン」として令和2年3月の策定を目指しています。

これまで策定委員会などで内容を検討し、関係機関との協議・調整を経て、9月に市内5会場で地域説明会を開催しています。今後は、来年1月にパブリックコメントを実施し、その後、策定委員会や都市計画審議会で最終的な内容の協議・検討を経て成案とすることとしています。

次に、県有保安林での風力発電事業について申し上げます。

本市沿岸部の県有地で建設を進めている風力発電所については、出戸浜海水浴場より北側で事業を進めているA-WIND ENERGY社の工事と、南側で事業を進めているウェンティ・ジャパン社の工事が最終段階を迎えています。

なお、今年夏頃から市内の一部地域でテレビの受信障害が発生していますが、風車の建設時期とも一致しており、その影響も否定できないことから、本市では両社に対して、原因を調査し、必要に応じて対処するように依頼しています。これを受け、A-WIND ENERGY社では、市民説明会を先月開催し、今後の対応方針等を説明したほか、ウェンティ・ジャパン社でも戸別に状況を調査し、必要な措置を講じています。

今後も住民生活への影響が懸念される場合等には、事業主体である2社や県に対し適切に対応するよう、今後も働きかけてまいります。

次に、ペットボトル用ごみ袋の有料化について申し上げます。

ごみ処理に関する問題は、私たちにとって最も身近な環境問題の一つであり、資源の枯渇や地球温暖化など地球環境を守っていくためには、ごみの減量化や資源化は重要な課題となっています。

こうした中、本市ではペットボトルの分別収集を旧町時代の平成14年度から実施しています。これまで、分別を促す意味からペットボトル用ごみ袋を無料で配布していましたが、近年は市民の皆様の分別意識が浸透してきています。また、同じ資源ごみである「びん」については、既にごみ袋を有料化していること、さらに、ペットボトルの売却収入は処理費用の1割程度に過ぎないことなどの事情を総合的に勘案した結果、令和2

年度から他のごみ袋と同様に有料化することとし、本定例会に関係条例の一部改正案と関係予算を提出しています。

なお、現在、ペットボトル用のごみ袋は市役所や各出張所、ごみ収集業者まで出向かないと入手できないため、不便であるなどの声もありましたが、今後は市内の小売店でも販売できることから、市民の皆様には入手しやすい環境となります。また、このたびの有料化に伴い増加する歳入につきましては、ごみ処理やごみの減量周知に係る経費など、循環型社会の構築を目指した取り組み等に充てたいと考えています。

次に、最終処分場浸出水処理水の下水道放流について申し上げます。

最終処分場の浸出水処理水を公共下水道へ接続するに当たり、その特殊性に鑑み、平成12年に秋田県と水質管理についての協定を締結しておりました。以来、協定に基づき水質を管理しておりましたが、継続的に水質が安定し、基準値に適合していることから、県との協議などを重ね、今後は市の責任において排出水の水質管理をすることとし、このたび秋田県との協定を廃止しています。これに伴い、本定例会には、浸出水の処理工程を簡略化するための関係予算を提出しています。

次に、下水道使用料の賦課漏れについて申し上げます。

第3回定例会での報告後、上下水道賦課データの照合と併せて現地調査を行った結果、既にご報告したとおり社会福祉施設を含めた8件の賦課漏れを確認しました。賦課漏れの総額は約1,173万円で、そのうち平成26年10月分以降の時効が成立していない金額が約512万円となっています。関係者には市からお詫びを申し上げるとともに、事の経緯を説明し、納付していただくことで理解を得ており、これに伴う関係予算を本定例会に提出しています。

また、今回の賦課漏れの原因と今後の対策については、賦課作業の時点で1施設に2基の水道メーターがあることに気づかなかったことによって生じたものが6件、ほか2件は職員の入力漏れと推測しています。現在、下水道使用料の賦課事務においては、上水道担当と下水道担当の職員で二重に確認を行っており、賦課データ入力時も漏れがないように複数で確認するなど、チェック体制を強化しています。

関係者の皆様、議員各位、市民の皆様に対して改めてお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を期してまいります。

次に、国民健康保険事業における高額医療費共同事業交付金等の算定誤りについて申し上げます。

高額医療費共同事業については、拠出金や交付金の算定を秋田県国民健康保険団体連合会において実施しています。既に報道があったとおり、平成20年度から29年度までの10年分について算定に誤りがあり、拠出金と交付金に差額が生じたものです。事業費等の精算については、平成26年度から29年度までの4年分を行うこととしており、本定例会には関係予算を提出しています。

なお、拠出金の財源として、国・県からの交付金がそれぞれ4分の1ずつありますが、これらの取り扱いについては、今後、県及び国保連合会と連絡をとりながら適切に進めてまいります。

次に、障害者居宅支援金について申し上げます。

本市では、障害者手帳を有し在宅で生活する、主に中等度以上の障がい児者に対し、年に1回、障害者居宅支援金を支給しています。新市発足以来、継続してきた事業ですが、この間、障害者基本法をはじめ障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法等の度重なる改正により、障がい者を支援する様々な制度やサービスが充実しています。

また、本市では平成18年度に潟上市第1期障害福祉計画を策定したことに始まり、平成21年度には潟上市第1期障害者計画を策定し、保健・医療・福祉・雇用・教育・就労など多分野にわたる障害者施策全般の基本的指針を定め、サービスの向上と充実に努めてきました。これらのことから、市単独事業として行っている本事業を見直し、令和4年度で廃止するため、本定例会に関係条例の一部改正案を提出しています。

次に、潟上市子育て世代包括支援センターの開設について申し上げます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に図るため、健康推進課の母子保健班に専門的知識を持った助産師・保健師・臨床心理士・管理栄養士を配置し、子育て世代包括支援センターとして令和2年4月の開設を予定しています。センターの開設後は、妊娠・出産・子育てに関し、個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援などをワンストップで行うことができます。

なお、本定例会には、周知用パンフレット、ポスターなどの作成や、庁舎内案内プレートの設置などの関係予算を提出しています。

次に、住民検診の進捗状況について申し上げます。

住民検診については、10月に検診未受診者対策として、はがきによる受診勧奨を行ったほか、約5,000人に受診を呼びかける「コール・リコール事業」を実施しています。

集団検診については、秋の追加検診として、11月に「日曜がん検診」と「集団レディース検診」を実施しました。現在も医療機関での特定健診、乳がん、子宮がん、骨粗鬆症検診を来年1月末まで継続しており、引き続き受診勧奨に努めてまいります。

次に、予防接種事業について申し上げます。

風しん抗体値が低いと言われる世代の男性に対し、風しん抗体ウイルス検査と、その結果、抗体値が低い方に対し、定期予防接種を実施しています。9月末までに抗体検査を受けた方は244人で、抗体保有率は約75%でした。

風しんの流行を防ぐためには、抗体保有率が85%程度必要であることから、今後も抗体検査と予防接種の勧奨を行い、風しんの発生等の予防を目指してまいります。

次に、天王ふれあい交流センター入湯料金の改定について申し上げます。

天王ふれあい交流センター（天王温泉くらら）は、先の議会全員協議会でご説明したとおり、開業以来の21年で黒字決算期が7期であり、累積赤字が約4,500万円と厳しい経営状況にあります。赤字の解消に向け、指定管理者である天王グリーンランド株式会社とも協議を重ねた結果、サービス内容の充実やイベントの実施などに積極的に取り組みつつ、開業以来据え置いてきた大人の入湯料金を来年4月から100円引き上げ、収支改善を目指していくこととし、本定例会に係る条例の一部改正案を提出しています。

天王温泉くららは、本市の大切な福祉・観光施設の一つです。今後も多くの利用者が訪れる魅力ある施設であり続けるよう、指定管理者とともに取り組んでまいります。

次に、昭和農業総合管理施設（道の駅しょうわ）の用地取得について申し上げます。

先の議会全員協議会でご説明したとおり、県では、本市と賃貸借契約している昭和農業総合管理施設用地と高齢者ふれあい館用地の県有地について、本市への有償譲渡に向けて不動産鑑定を進めておりました。このたび鑑定が終了し、県から譲渡金額の提示があったことから、本定例会には、これら用地を取得するための予算を提出しています。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、出穂後の天候に恵まれ、登熟は例年より早く進み、稲刈り作業は平年より5日ほど早い9月13日頃からのスタートとなりました。9月23日頃には最盛期を迎え、10月下旬にほぼ刈り取りを終了しています。カメムシ被害については、適期防除と草刈りの徹底により例年より少なく、本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区93.9%、昭和地区93.4%、飯田川地区97.1%となっています。

東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「104」の「や

や良」で、10アール当たりの予想収量は602キログラムとなっています。これは、全もみ数が平年に比べ「やや多く」、登熟期間もおおむね天候に恵まれたことによるものです。

転作大豆については、収穫時に好天に恵まれ、刈り取り作業は順調に推移しましたが、開花期の高温により生産量や品質への影響が懸念されています。

果樹の和梨については、10月29日で収穫が終了しています。出荷数量については、肥大も平年並みで着果数も確保できたため非常に良好でした。市場単価は、需要が高かったことと流通量が不足していたため、高単価での販売となっています。

花きの輪菊・小菊については、現在も施設栽培の輪菊・小菊の出荷が続いています。出荷状況については、夏場、干ばつに見舞われたものの、彼岸向け出荷への生育影響は比較的少ないものでした。また、お盆前には、全国で菊の出荷が集中したことにより市場単価が一時下落しましたが、お盆明けから彼岸にかけては高単価で推移しています。

枝豆については、平年並みの7月15日頃から収穫が始まり、反収は300キログラム程度となりました。単価については近年にない低調な厳しい販売環境でしたが、値決め販売などにより1キログラム当たり530円台を確保しています。

夏ネギについては、日中と夜間の温度差により「べと病」の発生が散見されたものの、適期防除の徹底により収量、品質ともに平年並みに推移しています。

また、冬期間農業として期待の高い施設栽培である寒締めハウレン草や花きのストックについては、12月下旬から2月での出荷を目指し、播種作業や定植作業を行っています。今後も、各種補助事業を活用しながら冬期間農業を推進してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月19日・20日の両日、飯田川体育館を会場に行い、野菜・花き・果実・加工品など218点の出品がありました。本年は、高温、乾燥が長く続いた年であり、栽培期間を通して肥培管理に苦労した年でありました。その中で、野菜関係には98点の出品で、果菜類・葉菜類・イモ類はいずれも高品質のものが見受けられました。また、水稻・畑作物の部9点、果樹の部59点、花きの部19点、農産加工の部33点の出品があり、いずれも優れたものばかりでした。

農家の皆様には今後もきめ細かな管理や創意工夫による良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ、各関係機関に対し感謝とお礼を申し上げます。

次に、潟上市農業委員会委員定数の改正について申し上げます。

合併時の協議において、農業委員の定数は市議会議員の定数に合わせたことから、これまで市議会議員の定数変更のたびに順次改正を行い、現在の委員定数は20人となっています。

農業委員の改選を来年7月に控えていることから、これまでの定数改正の経緯を踏まえ、現在の市議会議員定数と同数の18人にするため、本定例会には条例の一部改正案を提出しています。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う外部委託について申し上げます。

民間委託の推進による抜本的な業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を構築するため、スクールガード・学校事務補助員・施設管理人等の包括的業務、学校給食調理等業務、認定こども園・保育所給食調理等業務、放課後児童クラブ運営業務について、委託業者の選定に係る事務を進めています。今後は、今月上旬に委託業者を選定し、来年1月下旬に業者との契約を締結する予定です。

なお、現在従事している非常勤職員で引き続き勤務を希望する方には、現行の報酬と同水準で雇用を確保していくこととしています。

次に、潟上市附属機関設置条例の制定について申し上げます。

このたびの会計年度任用職員制度の導入に伴い、特別職の非常勤職員の要件が厳格化されたことを受け、本市においてもこれまで設置していた審議会や協議会等について見直しを行ってまいりました。

その結果、執行機関の求めに応じて一定事項について調停、審査、調査を行い、組織としての意思により執行機関に対し答申、提言、報告等を行う合議体については、執行機関の附属機関として位置づけることとし、本定例会に設置条例（案）を提出しています。

次に、令和元年度の職員給与等に関する人事院勧告について申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるため、毎年、人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われています。

本年度は、8月に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえ、10月15日に秋田県人事委員会の勧告が発表されています。県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.11%、389円下回っている

ことから、若年層に重点を置いて給料表の引き上げを行い、期末・勤勉手当については、県内民間の年間支給割合に合わせて支給率を0.10カ月分引き上げ、年間支給割合を4.35カ月とするものです。

本市においても、これまで同様に県人事委員会勧告に準拠し、一般職の給料表と一般職及び特別職の期末・勤勉手当を改定することとしました。これによる影響額は1,489万4,000円です。

なお、給料表は平成31年4月1日、勤勉手当は令和元年12月1日に適用するため、給与条例の一部改正案を本定例会に提出しています。

次に、令和2年度当初予算編成方針の概要を申し上げます。

本市の中・長期財政見通しについては、歳出では社会保障関係費や生活関連社会資本に関する更新費用等の増加が見込まれます。一方、歳入では市税を含む自主財源の大きな伸びは期待できず、合併後10年間続いた普通交付税の合併算定替特例も平成27年度から段階的に縮減されており、令和2年度で廃止となります。普通交付税は、平成26年度では60億4,716万7,000円だったものが、令和元年度では56億7,996万5,000円と約3億7,000万円の減となっており、令和2年度は更なる減少が見込まれます。また、平成30年度決算の経常収支比率は96.1%で、過去3年平均でも95%を超えています。

令和2年度当初予算の見通しですが、合併後に取り組んできた様々なソフト事業が経常的経費として積み重なり財政を圧迫してきていることに加え、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加や、天王こども園（仮称）及び天王市民センター（仮称）の建設事業を予定していることから、厳しい予算編成となる見通しです。

また、財政調整基金の残高は、平成30年度末で19億8,529万3,000円で、令和元年度の予算額6億5,000万円を差し引くと、令和元年度末の残高見込額は13億3,529万3,000円となります。

このような状況から、本市では、昨年度、持続可能な財政運営を行うため「歳出事業費縮減計画」を策定し、歳出縮減に努めてきており、本年度からは庁内で行財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、更なる歳出削減と歳入確保について協議検討を進めています。

令和2年度の当初予算につきましては、市民にとって真に必要な事業・施策を見極め、このような厳しい財政状況下にあっても、市民の皆様が潟上市に住んでいてよかったと幸せを感じられるようなまちづくりを実現するため、職員の創造力と行動力を結集させ

て取り組んでいくこととしています。

本定例会には、議案として、潟上市附属機関設置条例（案）についてほか14件の条例案、新市建設計画の変更について、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、令和元年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件についての案件を提出しています。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要です。ご審議いただき、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、私からの報告とさせていただきます。

【教育長の行政報告】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、10月に実施致しましたキャリア・スタート・ウィーク職場体験について申し上げます。

市内の中学2年生が、84事業所の協力を得て4日間の職場体験に取り組みました。実社会に直接触れ、関わっていく体験を通し、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感することができました。地域の様々な人と触れ合い、多くの大人に認めてもらうことで、社会とのつながりを感じることもできました。こうした地域に根差したキャリア教育を一層充実させていくことで、社会的・職業的な自立の基盤となる生きる力を育てまいります。

次に、天王こども園（仮称）整備事業の進捗状況について申し上げます。

先の全員協議会において基本設計の概要についてご説明させていただきましたが、今後は、実施設計業務を進めながら、利用者や市民の皆様にもお示しし、来年度の建設工事に向けた準備を行ってまいります。

なお、本定例会には、建設予定地にあります天王相撲場の解体工事費と国有地の購入に係る予算を提出しております。

次に、「わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業」について申し上げます。

この事業は、地域全体で教育・保育の質の向上を支援する体制を構築するために、本年度からの3年間、県と連携して行うこととしております。本年度の取り組みの一つとして、10月に昭和こども園において公開保育研究会を行い、子どもの遊びを充実させる

ための保育のあり方について研修を深めました。また、11月には園児の体力向上のための研修を実施致しました。

こうした研修を踏まえ、今後も、子どもの育ちに寄り添った教育・保育、発達や学びの連続性を保障する連携のあり方について、取り組みを充実させてまいります。

次に、潟上市健康マラソン大会について申し上げます。

10月14日の「体育の日」、台風一過の秋晴れのもと、個人の部・ペアの部に、遠くは神奈川県から、また最高齢85歳のランナーなど、市内外から502人のご参加をいただき開催致しました。個人の部では小学生から一般ランナーまでが健脚を競い合い、ペアの部では親子や友達同士が仲良く手をつないでゴールするなど、参加者は思い思いに楽しみながら秋のひとときを満喫していました。

次に、天王公民館解体工事について申し上げます。

天王公民館の解体工事につきましては、10月23日に業者と契約を締結し、工期を本年度3月18日までとして作業を進めております。この解体工事に伴い、11月1日からは公民館事業を天王保健センターに移して実施しており、引き続き利用者及び市民の皆様からご理解・ご協力を賜りながら進めてまいります。

最後に、潟上市文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は、10月19・20日の2日間、天王地区会場及び昭和・飯田川地区会場で開催されました。両会場には合わせて2,399点の絵画、書道、陶芸、手芸等の芸術作品が出展されたほか、芸能発表会では、舞踏やダンス、コーラス、カラオケなど33演目が披露され、日頃の学びの成果を発表し合い、芸術・文化の輪が広がりました。

20日には天王公民館で、評論家で生物学者の池田清彦氏による「楽しく生きるのに、準備はいらぬ」と題した講演会を開催致しました。池田氏自身のテレビ出演にまつわるお話や人間の脳や健康についての話など、時には学者らしく数値を取り入れた軽快な語り口により、348人の来場者の心に響く講演会となりました。

両会場において多くの市民が芸術と文化の秋を堪能し、盛会のうちに終了致しました。

以上が教育関係の行政報告でございます。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第 5、議案第 70 号 潟上市附属機関設置条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第 5、議案第 70 号、潟上市附属機関設置条例（案）についてを議題と致します。

議案第 70 号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第 4 回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 70 号、潟上市附属機関設置条例（案）について。

潟上市附属機関設置条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、市が設置する委員会等について整理し、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関を明確化するため、条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

条例の主な内容をご説明申し上げます。

第 2 条をご覧ください。市長及び教育委員会の附属機関について定めております。従来は、規則及び要綱等により個別に設置していたものを整理したものでございます。

市長の附属機関は、3 ページの「潟上市表彰審議会」から 5 ページの「潟上市農業振興地域整備計画策定検討委員会」までの 24 機関とし、教育委員会の附属機関は、6 ページの「潟上市教育支援委員会」及び「潟上市学校教育環境適正化検討委員会」の 2 機関でございます。

また、別表では、各附属機関の所掌事務及び委員の数も定めております。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第6、議案第71号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第71号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議案第71号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員として任用すべき職を整理し、その報酬の額等を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

別表第1で執行機関の委員の報酬額、別表第2で附属機関の委員の報酬額、11ページの別表第3でその他の特別職の職員の報酬額を定めております。従来は、別表の中でその他の特別職として条例に明示されていない職もございましたが、今回の改正により、すべての特別職非常勤職員と報酬の額が明示されることとなります。

次に、13ページをお願い致します。

附則第2項に「潟上市交通指導隊員設置に関する条例」及び「潟上市防犯指導員設置に関する条例」の廃止、同第3項に「潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正がございましたが、このたびの地方自治法の一部改正による特別職非常勤職員の厳格化に伴い、有償ボランティアとする職については条例による設置ではなく、規則による設置としたためでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） このたび非常勤の特別職員を整理して、様々な委員等が廃止また

は私的諮問機関委員となるという予定しておりますけども、この非常勤特別職員の適正化に伴って明確化する職と非常勤の特別職員でなくなる職のこのすみ分けというか、区分はどのようにこのようになったのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

従来の条例の中でその他の特別職というものがありませんでした。それは条例に明示されていない職もございましたが、今回でまず改定されるわけです。その中で非常勤の特別職職員になれる要件としましては、市長等の執行機関の求めに応じて一定事項について調停審査、調査を行うと。さらには、組織としての意思決定手続きにより、市長等の執行機関に対して答申とか提言、報告等を行う合議体であるということが、非常勤の特別職職員としてなり得る組織ということでもあります。それ以外につきましては、私的諮問機関や有償ボランティアというふうに仕分けしたものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今回非常勤の特別職員でなくなる職員について、いろいろ廃止されるものもありますけども、私的諮問機関員になる委員会もございますけども、私的諮問機関というのは、市の運営やそういった職員計画の策定に当たって市の有識者や関係団体等の意見を聴取するために設ける機関でありまして、普通であればこれは意見の徴収後、解散したり、短期的なものであるかと思っておりますけれども、その中に例えばですけども生涯学習奨励員とかもこの中に入っておりますけども、私的諮問機関になる予定と何かお開きしておりますけども、生涯学習の奨励というのはもう何十年前から設置されている委員でありまして、これらを私的諮問機関の委員になるということ自体、私はちょっとどうかなと思っておりますけども、そのほかに例えば学校評議員なんか、よく入学式とか卒業式行けば必ず学校評議員の方が出席されております。そういった意味で、これらについても廃止とかというふうに考えておる予定ですけども、ちょっと私としてはちょっと考えられない、何か疑問持ってるところでございますけども、以上についてご答弁願えればと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問についてでございますが、お手元の9ページの上から3つ目に学校運営協議会委員とございます。これが従来、今伊藤議員からお話の

あった評議員、これが今コミュニティ・スクールという制度になりましてこの名前になっておりますので、この方々については私的諮問機関ということではなく、この条例に相当する委員となっております。これについては以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） この先ほどの条例、設置条例案の附属機関の、これはまあ条例で定めなければならないと思いますけども、この私的諮問機関等についても要綱で定める必要があると思いますけども、この要綱についてはこの後どうする予定でしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 今の伊藤議員のご質問についてでございますが、すべて先ほど総務部長から説明があったとおりでございます。ここにあるものについては先ほどの説明のとおり、それから私的諮問機関についてはそれぞれの担当のところで要綱なりということと定めるものとして準備をしてるところでございます。整備について、整えることについて進めております。

○議長（西村 武） ほかに質問ありませんか。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 9ページのところなんですけれども、日額とか年額とか月額とかいろいろその任務に、業務によっていろいろありますけれども、9ページのところのいじめ問題対策連絡協議会委員は日額3,000円で、その下のところのいじめ問題対策委員会の委員は日額1万円というふうになってますね。この違いは何なのかというふうなことがまず一つと、それから10ページのところの上から6つ目のところ、障害認定審査会委員ということで日額が2万円、これが一番高いですね。これは、障害認定というのはお医者さんが診断書を書いて、で、障害認定というのは恐らく障害者手帳だと思うんですけれども、その認定のところ。そうだとすれば、お医者さんが診断書書いた後に県の方に障害者手帳の申請やって、その認定は県の関係だと思うんですけれども、これはなぜ2万円になっているのか。しかも、前のところの設置条例のところを見ますと、障害認定審査会というふうなのがまずない設置機関なってるわけでしょう。どうですか。そのことについて伺いたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの12番藤原議員の1つ目のご質問、9ページのいじめ関係の委員のこととございますけれども、これにつきましては、平成27年度にこの委員にかかわる潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例というものを議員の皆様からご承

認いただいて、この条例ございます。そして、これも昨年度、これをさらに重大な事案等に対応する場合の必要な整備ということで、これも改正についてもお承認いただいとるところでございます。これに伴って、1つ目のいじめ問題対策委員、申しわけありませんでした、いじめ問題対策連絡協議会の方ですね、これは各校に置いておきまして、各校でその連絡協議会を行う場合の日額3,000円、まあ地域の方々、それから市で行う連絡協議会につきましても、関係の学校の職員であつたり、それから市民の例えば民生委員さんであつたり、そういった地域の方々ということで3,000円でございます。しかし、その下の対策委員会の委員ということにつきましては日額1万円、さらにその下の特別委員会の委員については日額1万円、これにつきましては、この2つの日額1万円の職につきましても、例えば医師であつたり、それから社会心理士であつたりといった資格を有するの方々ということ、これがひとつ重い会になっておりますので、さらにその特別委員会であれば重篤な事案が発生したときの調査にかかわるものでございますので、日額1万円、専門的な資格を有するの方々ということで定めているものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問の10ページの件でございますけれども、上から6つ目なんですけど障害認定審査会委員でございますけれども、これは障害者に対する介護等の認定に伴うものでございまして、この委員につきましては、医師、それから医学療法士、それから精神保健師等の等の医療機関の職員が従事するもので、県の認定ではなくて市が単独で実施するものでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いじめ問題の対策委員会の委員については、日額1万円の方は資格を有する、大きな判断のというふうなことを言われましたけれども、そうすれば医師のほかにも、どんな資格を持ってる方がこの中に入っているのか、それを伺いたと思います。

それから、障害認定審査会委員というのは私は障害者手帳の関係だと思ったんですけども、これは介護認定にかかわってのそれだけのことなのか、そこら辺ちょっと、そういうふうに思いましたので、そこら辺答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 質問に対する回答が前後しますけれども、先ほどの障害認定に関しましては、障害手帳の保持にかかわらず障害がある方に対する介護認定、それから例えばヘルパーさんの派遣だとかそういった福祉サービスを受けるための認定でございますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） いじめ関係の委員について月額1万円の方々ですけれども、弁護士、それから医師、それから福祉士、こういった方々でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、いじめ問題の対策委員会の委員というのは資格がこのような方というふうなことでわかりましたけれども、そうすれば障害認定審査会の委員も同じような資格持った方だと思うので、これは月額1万円、2万円じゃなくて1万円でもいいんじゃないかなというふうなことを思いますけれども、そこら辺についてのご見解をお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答え致しますけれども、月額の1万円と2万円の差ということでございまして、障害認定の方につきましても1万円にしてはどうかということでございますけれども、近隣市町村の状況等を見ましてもこういった障害認定審査会についてはおおむね医療機関の従事者ということで、まあ2カ月に1回の開催ではありますけれども、夜間の、まあ日中の勤務が終わった後の夜間の開催ということで開催しておりますので、2万円ということでこの後も続けていければなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託致します。

【日程第7、議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第72号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第72号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の14ページをお開き願います。

議案第72号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額について必要な事項を定めるほか、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例では、2年間の経過措置を設けており、令和2年度の支給率を100分の62.5、令和3年度の支給率を100分の93.75としております。

別表第2の基準となる職務については、職種の移行先を検討した結果に内容を合わせるもので、2級の「栄養士」及び「特別支援教育支援員」の職務を表より除いております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第8、議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題と致します。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の16ページをお開き願います。

議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整理するもので、主に「会計年度任用職員制度」に係る条文を追加等しております。また、引用条項についても「条ずれ」が発生しておりますので改めております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第9、議案第74号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第74号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第74号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の20ページをお開き願います。

議案第74号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定

するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

後ほど議案第76号でも説明致しますが、県の人事委員会勧告により、一般職の職員について勤勉手当の支給割合を年間0.1カ月引き上げる等の条例案を提出しております。本条例案につきましては、県の人事委員会勧告の支給割合の引き上げを参考として潟上市議会の議員の期末手当について支給割合を0.05カ月引き上げるものであり、第1条では、令和元年度分の支給割合として1.60カ月から1.65カ月に改め、第2条では、令和2年度分の支給割合として1.65カ月から1.625カ月に改めております。これにより年間の支給割合が、令和元年度には、6月期1.60カ月、12月期1.65カ月に3.25カ月、令和2年度は、6月期、12月期ともに1.625カ月に3.25カ月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第1条の改正については、令和元年12月1日から適用し、第2条の改正については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。
- 2番（戸田俊樹） ただいま部長から説明があった、私ども議員の手当を人事院の勧告に基づいて決定していただきたいということですが、国の人事院並びに県からこのように指導があれば、市の考えなくしてこういう議案を提案すると。当然、賛成反対等は別なんですけども、事前に全協なり議会の代表される方々に対して、市からこのような人事院勧告があるがどう考えるかというふうな取りまとめ等をしながら、ある程度の状況を見ながら、他の近隣の市町村の状況を見ながらでもいいのではないかというふうに思うわけで、当局と議会とのあり方が問われるのではないかと思うわけで、その辺の当局の考えを若干ご説明いただきたいと思うわけです。市長、宜しくお願いします。
- 議長（西村 武） 藤原市長。
- 市長（藤原一成） ただいまのご質問についてお答え致します。

国の人事院勧告があつて県の人事委員会のものが先にあります。で、これは我々は当然それは参酌するわけですけども、あくまでも我が市としてどうなのかということは当局において検討はさせていただいております。もしそこがですね、ただ時間がかなりタイトな事務作業になっておりまして、その部分で議員の方々に事前にというところが

なかなかできかねる状況であるということが、多分戸田議員さんおっしゃるところだと思うんです。ですので、我々はただこの引き上げの事柄について、まあ今、戸田先生の方からもこの賛否はともかくとしてというお話でしたので、我々としてはそれがいわゆるその常識内におさまっていて、近隣においても多分このような状況にすべからくなっていくであろうという状況も踏まえた上で、こういうような決定をさせていただいております。ですので、今後もしそれが事前にとということであればどのような事務作業をすれば我々ができるかということは研究させていただきますけれども、今回においてはこのようなことを内部できちんと検討した上でこの議会に上程してるものだとということをご理解賜りまして、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 市長からこのような説明をいただきました。ありがとうございます。しかしながら、この件について、現状の財政の状況を見ますと、令和元年度予算編成終わって今執行中で、来年度の予算編成に入っておると。その中で行政報告等いただいた中での状況を見ますと、ラスパイレス指数等の問題があつて、国、民間との較差があつてというふうな話で職員の方々の給与改正も行われるというふうなことになりますと、どういふふうにこれから考えていったらいいのか、市民がどう思っているのか。その民間との乖離がこのくらい較差があるというふうな話になるんだけど、私ら議員としての立場から市民の状況を見ますと、非常に逆に職員と潟上市の一般の中小企業に勤められる、または農業、漁業、林業等を営む方々から見るとですよ、その乖離はないように見えるわけです。逆ではないかと思うわけで、反対とか賛成とかありませんが、そういうこともひとつ考慮していただければ。さらには、この次に来る75号も特別職の引き上げだわけで、当然我々も特別地方公務員ですから報酬等審議委員会の意見も聞くべきではないかということをおし上げて終わります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今2番議員もお話しましたけれども、議員報酬等審議会のご意見はお聞きになったのか。それから、他町村はこのとおりに今動いているのかどうなのか。ほかの市町村によってはこれより低いだとか高いとかいろいろあると思ひますけど、そこら辺はご検討というか、ご覧になったでしょうか。そこら辺2つお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 米谷総務課長。

○総務課長（米谷裕二） ただいまのご質問についてお答え致します。

今回の秋田県の人事委員会の勧告につきましては、男鹿市はもう完全実施、隣の秋田市もその完全実施の方向で進めております。

以上です。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの質疑に補足させていただきますが、1点目、報酬等審議会のお話でございますが、報酬等審議会にお願いする場合はあくまでも報酬そのものの額の変更ということでございますので、今回は手当の率でございますので関係してこないということでございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第75号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第75号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第75号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

議案第75号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第74号と同様、期末手当の支給割合を年間0.05カ月引き上げるものでご

ございます。

第1条では、令和元年度分の支給割合として1.60カ月から1.65カ月に改め、第2条では、令和2年度分の支給割合として1.65カ月から1.625カ月に改めております。

年間の支給割合についても議案第74号と同様、令和元年度、令和2年度ともに3.25カ月でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第1条の改正については、令和元年12月1日から適用し、第2条の改正については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第11、議案第76号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第76号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第76号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の24ページをお開き願います。

議案第76号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告を参考とし、給料表及び諸手当を改定するため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

初めに、人勧内容と本市の方針について概要をご説明致します。

秋田県人事委員会が10月に報告した「職員の給与等に関する報告及び勧告」によりま

すと、実施した民間給与の調査結果が県職員給与より平均389円、0.11%上回っているため、給料表の水準を引き上げ、期末勤勉手当については、民間の支給割合、年間4.34カ月と見合うよう、0.1カ月引き上げ、年間4.35カ月にすべきとしております。

本市においては、県を参考とし、勤勉手当の支給割合を0.1カ月引き上げ、年間1.85カ月とし、期末手当の年間支給割合2.5カ月と合わせ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.35カ月とするものでございます。

次に、改正内容についてご説明致します。

本条例案の第1条では、令和元年度分の勤勉手当の支給割合及び給料表を改めております。支給割合についてでございますが、一般職の職員については、0.875カ月から0.975カ月に、再任用職員については、0.425カ月から0.475カ月に改めております。

第2条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法と勤勉手当の支給割合を改めております。令和2年度分の勤勉手当についてであります。一般職の職員については、0.975カ月から0.925カ月に、再任用職員については、0.475カ月から0.45カ月に改めております。年間の支給割合につきましては、附則の施行により、令和元年度及び令和2年度ともに、一般職の職員が1.85カ月、再任用職員が0.90カ月となります。

第3条では、会計年度任用職員の給料表について改めております。一般職の給料表を準拠していることから、併せて給料表を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第1条の改正の一部については、平成31年4月1日及び令和元年12月1日から適用し、第2条の改正については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第12、議案第77号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第77号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第77号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の33ページをお開き願います。

議案第77号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

はじめに、整備法の趣旨についてでございますが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる「欠格事項」を設けている各制度について改めるものでございます。本市においても整備法の施行に伴い影響を受ける条例が複数ありますので、整理を行うものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。

第1条「潟上市印鑑条例の一部改正」及び次ページの第5条「潟上市消防団に関する条例の一部改正」につきましては、先に説明致しました「欠格事項」が条例にありますので改めるものでございます。ほかの条例につきましては、関連する法令の改正に伴い、引用条項について「条ずれ」が発生しておりますので整理するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時30分と致します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第13、議案第78号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第78号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第78号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の37ページをお開き願います。

議案第78号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

住民票の除票や戸籍の附票の除票等は、年金や土地の所有問題等への対応など、現在の居住関係につながる「過去の居住関係」として公証されるものでございます。今まで住民基本台帳法及び関係政令等においてその位置づけ等の定めがなかったため、このたびの住民基本台帳法の一部改正により制度上明確に位置づけられ、「本人確認」情報の長期かつ確実な保存が実現されることとなります。

手数料条例においては、法律の改正に合わせて、11の2住民票の除票の写しの交付から11の4住民票の除票記載事項証明書の交付、並びに12の2戸籍の附票の除票の写しの交付を追加するものでございます。

これまでも住民票抄本の交付や戸籍の附票の写しの交付として手数料をいただいておりますが、今回の改正により手数料を徴収する事項として明示するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 新たにはっきりした位置づけをというか、事項を掲げるというふうなことみたいなんですけれども、今までであっても住民票の除票の附票とか記載事項証明書の交付とかいろいろやってきたと思うんですが、それは住民票抄本の交付ということでの一括した内容の中に入っていたと思うんですけれども、このほかに新たに交付して手数料をいただくというのがありますか。明文化しただけですか、今までのものを。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

今回の条例は、今までも証明書として交付してございましたが、新たに明文化されるだけのものがございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第79号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第79号、潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第79号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の39ページをお開き願います。

議案第79号、潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を定めるため、条例の関係部分を改正するものがございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例案は、第8次地方分権一括法による災害援護資金の貸付基準が条例委任されたことに伴い、災害援護資金の貸付を受けた者が置かれている状況に鑑み、被災者支援の充実強化を図るため関係部分を改正しております。

改正内容の1つ目は、災害援護資金の貸付を受けようとする者について保証人を立てることができることを条例で規定するものでございます。

2つ目は、現在、年3%としている災害援護資金の貸付利率について、今後の災害発生時に保証人を立てる場合については無利子とし、保証人を立てない場合は1.5%の率とするものです。また、償還方法について、年賦償還または半年賦償還に加え、月賦償還の方法を追加するものでございます。

3つ目は、改正により償還金の支払い猶予、償還金免除の対象範囲の拡大、保証人に報告等を求めることができるようにしており、法律及び施行令の一部改正により生じた引用条項の整理をしております。このうち、法第16条の報告等の規定は新設されたものであり、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するために必要であると認めるときには、収入または資産の状況について貸付を受けた者に報告を求めることができるとしております。

参考資料の54から55ページには新旧対照表を掲載してございますので、併せてご覧ください。

なお、所要の経過措置を加え、施行日については公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） 災害に遭われまして貸付を受ける際に保証人を立てた場合は無利子というふうなことで、これは非常にいいことだと思うんですが、しかし誰でも保証人立てればいいというものじゃなくて、保証人のやはり資格というものがあると思うんですよ。そのことについてはどのような規定になっていますか。
- 議長（西村 武） 菅原総務部長。
- 総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

保証人の資格についてであります。特に規定はありません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 特に保証人の規定はないというふうなことのようですけれども、例えば全然収入がなかった方を保証人に立てるわけにはいかないし、それから何かあったときに支払えるだけの支払い能力があるかというふうなこと、年金もらってても少ない年金で何かあったときに支払いが困難だというふうなこともいろいろ出てくると思うんですけれども、それは今後整備していかきゃいけないと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど一番最初の説明の中でありましたけれども、収入または資産の状況について貸付を受けた者について報告を求めることができるとしていますので、まずは貸付を受けた者から資産の状況について確認するというのが最初になると思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 前段の方はわかりましたけれども、はっきりした保証人の資格というものを、貸付の度合いに応じてやはりこれはだめだ、これはいいというふうなことのやはり条件というか、いうふうな規定というものがないと、やはり混乱するんじゃないかなと思ひまして、で、今私の質問なんですけれども、改めてもうちょっと具体的な規定をつくっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことを私言いたいんですけれども、どのようにとお考えですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問でございますけれども、確かに保証人でございますのでそれなりの能力及び禁治産者等は無理だと思いますので、当然のことながらある程度の資金力とかそういう保証ができる基準というものが必要になってくるかと思ひます。それについては今のところまだはっきり示されておりませんが、今後その辺をちょっと調べさせていただきたいと思ひます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第80号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第80号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第80号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の41ページをお開き願います。

議案第80号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、放課後児童クラブの適正な運営及び当該事業の拡充を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容でございますが、放課後児童クラブの運営に従事する職員の名称を国及び県の設置基準に基づき、「放課後児童クラブ支援員」と改めるもの、及び利用者負担額を見直し、「月額1万円を超えない範囲内において規則で定める額」に改めるものでございます。

11月5日開催の全員協議会においてご説明しましたとおり、国の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準が定められ、その猶予期限が本年度末までとなっております。本市においては、令和2年度からの放課後児童クラブの継続的かつ適正な運営のため、国の基準に沿った保育面積や資格を有する職員を適正に確保することが必要であると考えておりますが、さらに民間事業者による放課後児童クラブの参入にも適応する必要がございます。本条例案では、利用者負担額の月額に上限を設けることとしておりますが、国立民営の動きに合わせたもので、近隣市町村の現況を勘案したものでございます。

なお、本市が運営している放課後児童クラブの利用者負担額につきましては、今後、条例改正案と合わせ、同施行規則の関係部分において、令和2年度は月額3,500円、令和3年度は月額4,500円、令和4年度は月額5,000円と段階的に引き上げる激変緩和措置を講ずることとしております。

また、放課後児童クラブを利用する保護者の皆様からは、これまでサービス時間の延

長についてご要望が多く寄せられておりましたので、利用者サービスの拡充を図るものとして、放課後児童クラブの終了時間を午後7時まで30分延長し、保護者の皆様の就労環境に適応してまいります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第81号 潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第81号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第81号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の43ページをお開き願います。

議案第81号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市障害者居宅支援金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、障害福祉サービスが拡充され、従来の利用環境が整備されてきたことなどに鑑み、障害者居宅支援金の支給制度を見直すため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例案では、支給額の改め及び条例の有効期限について規定しております。

はじめに、支給額の改めについてでございます。

議案書の44ページの中ほどに支給額の改め、参考資料の60ページに新旧の支給額を規定した別記1がございますのでご覧ください

表の最上段から説明致します。知的障害程度がAの者でございますが、8,000円から5,000円に改めております。次に、知的障害程度がBの者と身体障害程度等級が1級及

び2級の者でございますが、5,000円から3,000円に改めております。同様に、身体障害程度等級が3級の者は3,000円から2,000円に、身体障害程度等級が4級の者は2,000円から1,000円に、精神障害程度等級が1級の者は8,000円から5,000円に、精神障害程度等級が2級の者は5,000円から3,000円に改めております。

続いて、条例の有効期限についてでございます。

議案書の44ページ下段の「この条例の失効」をご覧ください。

改正後の条例の有効期限は、令和5年3月31日を附則に加えておりますが、現在、市単独事業として行っている本事業を見直し、減額支給を3年間実施した後、終了するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 説明ありましたけれども、従来からの知的障害者程度がAの者が8,000円から5,000円とか、全部見れば全部引き下げというふうなことで、それが一つと、あとは、この市単独の条例が、支援する条例が令和5年3月31日限りでなくすると。まあ2つのことが含まれていると思うんですけども、これは家族介護をする方にとって今やはり大変な状況になってると思うんですが、これは家族介護の方がやはりこういうふうな支援金をもらうことによって励みにもなってくると思うんですよ。それで、介護制度、この間、介護料金が、介護保険料が値上がっていますし、家族の負担というのは増えてるんですね。それが一つと、あとは、いろんな施設ができた関係でいろいろ利用する頻度が多くなって、利用料の面でもかなり家族の出費があるというふうなこともあると思うんです。本来はこれ家族の方が介護するための支援金、奨励金というんですか、激励金というか、そういうふうな中身になっていると思うんですけども、しかしまるっきりなくすと、これやはり家族の方にとってはもう励まされるどころが何もなくなるので、やはりこれはもう少しこの内容については吟味した方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはあれですか、どのようにお考えですか。これはやはり受けてる方にとっては、もう突然なくなった、突然減額されたというふうなことで驚きだと思うんですけども、そこどのように捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法）　ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、ただいま藤原議員がおっしゃられたように家族でもって障害者を居宅で支援をしている、されているということですので、やはり今回のような支援金が徐々にありますけれどもなくなっていくことに関しては、やはり抵抗があるものというふうには認識はしております。そういったことがございまして、立場上、障害者団体の役員の皆様方とお話する機会が多うございますけれども、年一度のこういった支援金をいただくよりであれば、そういったものを総括して様々な分野にもっと有効活用した方がいいのではないかとということが言われてございます。で、多分議員ご存じだと思いますけれども、こういった制度、今現在施行しておりますのは横手市と五城目町の2市町だけでございます。他の市町村はこういうことはやっておりません。潟上市におきましても、旧昭和と飯田川町において実施しておりましたこういった支援金制度を合併後も引き続き施行しているわけではございますけれども、先ほどの説明にもありましたように福祉サービス全体の内容が充実してくるということもありますし、そういったものの周知が、障害を抱える方々に周知が行き届いているということがございまして、先ほど言いましたように施設の利用者が大変増えている状況でもあります。そういった意味では福祉サービス全体の給付額が年々増加しているというふうなことを鑑みますと、市長の行政報告にもありましたように、やはり一度この場で総合的な判断をする必要があるのかなということがございまして、ある程度、障害者団体などの意見を聞きながら今回の条例改正案にもってきたということですので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（西村　武）　12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男）　居宅介護をしている方にとって、減額、そして最後はなくしていくというふうなことについては、私はやはりこれ支援のこの意味がね、家族介護やってる方に対する心の上での資金面でもそうなんですけれども、支援、じゃあどこで市は応援してくれるのかというふうなところのやはり疑問が出てくると思うんですよ。ですから、私はこれはまず見直すべきでないのかなというふうなことをご提案申し上げまして、それに対する見解などを伺いたしたいと思います。

○議長（西村　武）　仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法）　ただいまのご質問にお答え致しますけれども、福祉行政につきましてやはり安定して継続していくというふうな施策が第一でございますので、そういった意味では市単独事業として行っているものを省略することが

あっても、かわりに福祉全体のサービスが充実することによってやはり様々な障害を抱える方の福祉の増進につながるというふうに理解しておりますので、今回の条例については是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この制度をなくしても全体の福祉政策を充実させていくというふうなことも話しされましたけれども、今考えてることはございますか。もしありましたら。今後の課題になりますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

基本的には国の制度、それから県の制度等に鑑みまして、それに従った形で市の行政も行っていくわけではございますけれども、やはりもしこれにかわるような市の単独事業が財政的にもきちんと確保できて実行可能であれば、考える余地はあるのかというふうに認識しておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 先ほどの同僚議員とちょっと同じようなことになってしまうとは思いますが、こちらの市の単独事業でのまず事業でありということ、提案理由の方も障害福祉サービスが拡充されと、この何某とありますけれども、いずれこの条例は令和5年の3月31日で効力を失うということでもあります。その環境整備の面で言えば十分私も理解はできるんですが、いずれまずそのようなことにしていかなければいけないということで、最終的に何というんですかね、障害福祉サービスの拡充につながれば私はそれでよろしいかなとは思いますが、ひとつそこでまず確認ですけども、今のこの例えばこの金額が減額することによって、まあわかる範囲で結構ですけども、何人ぐらいの該当者がいて、それで幾らぐらいの金額を使わなくても済むようになるのか。もし今把握してるようでしたら参考までにお示ししていただければと思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず対象者と、それからその金額でございまして、令和元年度の予算ベースで申し上げたいと思いますが、まず知的障害のA程度でございまして、これが対象

者が60人のございまして、予算ベースでいきますと48万円ということであります。それから同じく知的障害のB、これは対象者が100人で50万円。それから身体障害者程度等級1及び2級の者が600人、これが300万円のございます。それと身体障害者が3級の者、これが250人で75万円。身体障害者4級、これが245人で49万円。それから精神障害程度1級の者が60人で48万円。それから精神等級2級が100人で50万円。合わせますと、令和元年度の予算ベースでいきますと620万円というふうになります。これが今回の条例改正がもし終わりますと、令和2年になりますけれども、まあ対象者は同じのございますけれどもそれぞれ金額が減りますので、まあ身体障害Aが30万円、次のBが同じく30万円、それから身体障害1級及び2級が180万円、それから身体障害者3級が50万円、身体障害4級が24万5,000円、精神の1級が30万円、同じく精神の2級が30万円と。合計しますと374万5,000円になります。で、令和元年と来年度を比較しますと、1年間で245万5,000円の減というふうな数字が出てまいります。それが3年間になりますと、3年間では736万5,000円の減額になるというふうな想定をしております。

以上のございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 詳細にわたりまして懇切丁寧にありがとうございます。金額については今ご説明があったとおりでわかりました。いずれにしても、このような対策をとることによってはまず、私は障害福祉サービスがまず拡充されてそれに伴うようなきちんとしたサービスがなされれば、私はそれで、行政のその財政感覚もありますので、致し方ないことなのかなと理解します。これについては答弁は要りません。今後計画するに当たっては、きちんとそのような拡充サービス徹底していただければと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第82号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第82号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第82号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の45ページをお開き願います。

議案第82号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、一般廃棄物のうち、ペットボトルに係る収集、運搬及び処理を有料化することに伴い、証紙による手数料の額を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

ペットボトルの分別収集は平成14年度から実施しておりますが、これまで分別を促すことを目的に、また資源ごみであり売却収入もあることから、無料で実施しておりました。近年は、分別意識が浸透してきていること、売却収入は処理費用の1割程度に過ぎないことなどの理由から、ほかのごみ処理等と同様、処理手数料を有料化するため、別表3のごみ収集、運搬及び処理手数料にペットボトル用袋を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和2年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 無償で市民サービスをやっていたものが今度有料になるということで、市民も負担が大きくなるということでびっくりするとは思いますが、ペットボトルに関しては業者の方からその分というふうなことでお金いただいていると思っておりますけれども、収入として。それとペットボトルの袋に関しては、どれくらいをつくる上での支出があるのか、そこら辺、このペットボトルだけに関しての収支をご報告願いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

まずペットボトルの袋の金額でございますが、袋の作成のために大体年間70万円ほどの経費がかかっております。

それから、袋の収入の見込みですけれども、210万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今お答えいただきましたけれども、ペットボトルの年間のそのつくる料金が70万円、それから業者からのものが210万円ですね。差し引きすると、ペットボトルだけに関して、ペットボトルの袋だけに関して言えば赤字ではないわけですから、あえてこういうふうな値上げしなくても、この部分だけについてはやっていると
思うんですよ。ですから、全体の袋のこととかいろいろな収支の関係、処理料となればかかる
とは思いますが、ペットボトルだけに関して言えば、対業者との間、それから袋製作との
関係で言えば、そんなに赤字になってるわけでもないし、かえって差し引きするとお金が
来ますから、あえて料金をとらなくてもいいんじゃないかなと。かえって無料にすれば、
もう袋買うの嫌だからってあちこちに投げられるんじゃないかというふうな恐れもあ
りますけれども、その辺はやはりもうちょっと考慮した方がいいんじゃないかなと思
うんですけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど藤原議員からはペットボトルの袋の作成代ということのご質問でございましたので、その部分だけ私お答え致しましたが、このほか、収集処理費用ということで1,870万円ほど。合計で年間1,940万円ほどの経費がペットボトルの収集処理のためにかかっております。袋の売却代210万円、1割を超える程度、それから、これまでペットボトルの売却代として約200万円ということで、今回市民の方からご負担をいただきましても収集処理費用の20%程度の収入になるということでございますので、ここら辺ご理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第18、議案第83号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第18、議案第83号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第83号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の47ページをお開き願います。

議案第83号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、施設の利用状況及び物価高騰の影響等を考慮し、利用料金の上限を見直す等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。また、併せて参考資料の63ページから66ページをご覧ください。

改正内容についてご説明申し上げます。

天王ふれあい交流センターの入湯に係る利用料金の上限を見直し、普通料金の大人1人400円から500円に、特別料金（回数券）の大人の金額を4,000円から5,000円に改めるのに伴い、別表（第7条関係）の表中及び用語を整理するものでございます。

用語の整理については、第7条第2項中「承認申請」を「承認の申請」に、「次に適している」を「別表に定める額の範囲内であり、かつ、交流センターの委託に係る業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものである」に改め、同項各号を削るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 隣の同僚議員が質問するかと思ったら所管だということでできないというような感じですので、ちょこっとね、これ全協でいろいろ喧々諤々やりましたんで、くどいなと思わないでください。これは、実は向かいの瓜生議員も以前、全協でお話しました。私はこの100円アップ云々と。このことに関してはやむを得ないかなというふうに思います。しかしながら提案理由等で述べられておるとおり、二十数年なる中で黒字が7期だけだと、あとみんな赤字だと、真っ赤っかと。で、この100円をアップして、全協のときは二千数百万円、机上の上では入ってくるんだと。今度ウハウ

ハという決算状況になるやの話。ところがリピーターが、アップすることによってリピーターが来なくなる、あるいは高齢者が多かったけれどもお年によって来れなくなった等々、総合的な理由を鑑みた場合、これを100円アップすることがひとつのきっかけになって、どんどん逆に利用しづらいうんくらの状況になっていくのじゃないかなということをおは危惧しています。ですから、施行は直ちに議決されればいくんだというふうな今説明もあり、施行はね、今産業部長の方からありましたけれども、おはやはりこれは今回は今回として特に反対するわけではないんですが、少なくともやはり全協のときに様々な観点から議員みんなから様々な意見が出ました。それをやはり今後、グリーンランドくらの委託等々においてどんだけやはり真剣に当局がそれを反映させていくべく、まあ筆頭株主としての汗をかく、役割を果たすのか。ここはやはりきちっとこの段階、入り口の段階でもう一度固い決意というか、こういくんだよということをおはあわせ示してもらいたい。でなければ、まあこれがきっかけになってどんだんだんだ、まあこういうふうな方向の中で流れていく。結果的にくらの経営そのものがおぼつかない。あの環境が頓挫するということになりかねないので、そこら辺、財政の出動と合わせて相当の覚悟、決意、それによって決断されたということはおはわかるわけですがけれども、いま一度そのことをきちっとおさらいをし、私ども議決の判断をする議員に発信していただきたい。それはすなわち市民に対しても発信することになりますので、どうぞひとつできるだけ深掘してきちっとここでもう一度その決意のほどをおは聞かせ願いたいと思いますがいかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

決意をとということですが、この100円アップというのは、今までの議案も含めてそうですが、やはり我々としても忸怩たる思いもありながら提案してる部分もあります。で、先ほどありましたとおり、私の行政報告にもありましたが、果たしてああいう文言を使うべきかということも迷いながらも、わかりやすさの方から「赤字」という言葉を申し上げました。本来的には、この施設は福祉目的でつくられた施設、つまり黒字・赤字といういわゆる民間経営上のそういったものだけの尺度では測れないであろうとは思いますが。しかし、今、観光施設としてもあり、そしてまた、ここは私ども潟上市が筆頭株主という今ご指摘のとおりありました。今回この値上げということになるわけですが、我々と致しましては、まずこういったことをきっかけにして経営的なものを抜本的に改

革するまず第一歩として、我々はやらせていただきたいと。で、この値上げに際しては、まあこれは指定管理者の方と十分協議を重ねてきたわけですが、その影響を少なくするためにも、特に家族利用の影響を少なくするためにも子どもの料金には手はつけないと、今回は。さらには、今まで有料となっていた休憩室というものがございますけれども、これは今後は基本的にそこが団体予約等がない場合は無料で開放していくというようなサービスの向上も一方には図りながら市民の方々にご理解を賜って行って、この500円にという値上げについてご理解を賜ろうと思ってございます。

いずれに致しましても、この天王グリーンランド、潟上市ではブルーメッセと並んで得難い観光資源でもあり、市民の憩いの場でもあります。私どもとしてはそれを精いっぱい努力をして守り続けていきたいと。そしてそのときには、どの程度利用者の方々にご負担いただくかということもあわせて、今後もまた市議会の先生方と考えていきたいと考えております。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたとおり、この天王グリーンランドのその経営ないしはサービスの向上というものの第一弾としてこの値上げというものをきっかけにしていきながら、市当局と致しましても精いっぱいやらせていただきたいということをお願い申し上げまして、皆様方にご理解を賜りたいと考えております。宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 先般の全協での協議等々も含めて、今回も市長もおっしゃいました。これは損か得かと、プラスかマイナスかというだけの切り口では議論できないです。まさにこれはいわゆる市民の福利厚生といいたいまいしょうか、あわせて観光という多面的な目標・目的の中で今日まで二十数年間進んできましたから、それは私も十分承知しています。しかしながら、市長が今おっしゃいましたが限りなく努力するという抽象的な表現だけでは、どうももうその壁を乗り越えない状況まで来てる。私はやはり、財政が厳しいということは午前中の議論からありましたけれども、96%近くも経常収支が行く状況の中で、これはやむを得ない部分もありますが、税金を、真水の税金を幾ら福利厚生といえ観光で出動するに当たって、やはり限度というのは私は見えてきますよ。くると思います。地方交付税もどんどんどんどん少なくなってきたという状況もあります。市長の報告にもありました。ですから、持続可能、持続してこの施設を市民のために観光のために持続して継続的にこれを運営していく、管理していくとなれば、私はやはり

知恵を出さなきゃだめなんじゃないかなと思います。それは直接今、今回のこの提案とは直接かかわりないと思いますが、私は以前から申し上げてますよ。やはりこのくららに関するだけでもブルーメッセのことも、やはり目的財調のようなものをきちっと設けて、これはまさに今おっしゃるとおり福利厚生とか観光というこの目的に沿った財源というもの、そういうふうなものを別途確保する、財調として。そしてある程度弾力的に対応できるような財政構造というものをやはり構築しなきゃならない時期に来てるんじゃないかなというふうなことを前々から思っていますし、この段に至りますといよいよそういうふうな知恵も出さなきゃならないのかなというふうなことを感じてます。ですからどうかひとつ、今、今回の議案云々というよりも、これ恐らく机上のとおり二千数百万円もすぐ黒字が出るということは私は相当難しいと思いますよ、現実的には。ですから、向こう3年なら3年のスパンで見て、そういうふうな財源の措置をしておく、それがやはり賢明な行財政運営のひとつの道しるべじゃないかな、選択肢ではないかなというふうなことも思ってますので、大変恐縮ですが、この点も含めてもう一度市長のご決意をいただければ。ここでやるとかやらないとか別としても、その発想についてどういうふうなご所見をもたれるのかも併せてお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え申し上げます。

今の結論から申し上げます、目的財調のようなことも検討ということで、まあそういう知恵を賜ったと思っております。それは我々これから、くららに限らず、この市を持続可能にしていかななくてはならないわけですから、その裏付けとしての財源というのは必ず出てくるわけで、そういった意味ではそういったお知恵も今いただきましたので、十分に検討させていただくということ。それからもう一つ、前の全員協議会と今日も含めてですが、そういった様々な議員の皆さんからいただいている意見は当然反映をするべく、我々はどうやってこのグリーンランドを、今も年間100万人ぐらいは来ていると、来られているというところ。今日冒頭報告があった呉のあそこも確か年間100万人だと、同じぐらいなんだなというような気がします。ということは、やはり我々の宝であります。ですのでそういったものを持続可能にいくために、我々としては、特に当局としてはその財源というのは必ず担保しなくてはならないものですので、そういった面についての工夫ないしは知恵をまた賜りながら検討してまいりたいと思いますし、やってまい

りたいと思います。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、提案者の市長からかなり前向きな懐の深い答弁いただいたなということで、これは感謝申し上げたいと思います。で、地方交付税であれ、国を取り巻く、我々基礎的自治体を取り巻く環境はどんどんもう進んで、もう光陰矢のごとしのスピードで進んでいますから、どうかひとつ発想の転換と、概念だけではもう基礎的自治体の運営というのはもう不可能ですよ。ですから財源のみならず、例えば施設の統廃合あるいは福祉対応等々においても、やはりフロンティアの精神をもって、もう意識の改革をどんどん進んでいく。その決意と決断というものが今、首長あるいは当局に我々議会に求められてる時代だというふうに思いますので、どうぞひとつこれを機にしてそういう方向に皆で進んでいくんだという新たな思い、あるいは決意を持っていただければ大変ありがたいかと思えます。

これで私の質問を終わります。以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第84号 潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第19、議案第84号、潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第84号について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（児玉正生） それでは、議案書の49ページをお開き願います。

議案第84号、潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、農業委員会の委員の定数を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容について申し上げます。

潟上市農業委員会の委員の定数条例第2条中「20人」を「18人」に改めるものでございます。

農業委員の定数につきましては、旧町合併時に潟上市議会議員の定数と同数にしております。潟上市議会議員の定数につきましては、平成29年9月に「20人」から「18人」に改められておりますので、農業委員会の委員の定数につきましても来年7月の任期満了に合わせ、「18人」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年7月20日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第20、議案第85号 新市建設計画の変更について】

○議長（西村 武） 日程第20、議案第85号、新市建設計画の変更についてを議題と致します。

議案第85号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の51ページをお開き願います。

議案第85号、新市建設計画の変更について。

新市建設計画の一部を変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起債することができる期間が延長されたため、新市建設計画の一部を変更するものでございます。

次のページをお願い致します。

それでは主な変更点についてご説明致します。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特

例債の発行可能期間が延長されております。新市建設計画は、旧合併特例法第5条第7項の規定により議会の議決を経て変更することができるかとされており、このたびの変更は、天王こども園（仮称）整備事業等に合併特例債を充当させるため、新市建設計画の計画期間を現行の「令和元年度までの15年間」を2年間延長し「令和3年度までの17年間」に変更するものでございます。また、併せて新市建設計画の第7章財政計画の数値を、平成26年度から平成30年度までは決算額に変更するとともに、令和元年度は当初予算額に変更しております。さらに、令和2年度と令和3年度の財政推計を追加しております。

なお、旧合併特例法第5条第8項の規定に基づき、財政計画を含めた新市建設計画の変更について、県知事との協議を行い、11月13日に「異存のない旨」の回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 新市建設計画の変更ということで、具体的には平成31年までの15年間を令和3年度までの17年間というふうなことでうたわれておりまして、今総務部長からはその中にこども園のことが出されましたけれども、延長なることによって、こども園のほかにこういうふうなことも考えてますというふうなことがもしありましたら、これからの計画だとは思いますが、考えていることについてもしありましたら、延長によるですね、具体的に市長の方からお考えを伺いたいと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のご質問にお答えします。

天王こども園以降ということになるかと思いますが、この天王こども園の整備でほぼこの合併特例債は使い切る形になりますので、それ以降については別の有利な起債対象を探してということで我々はこれから臨みたいと考えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 新市建設計画、これ合併時に旧3町で、新しい自治体ができたらどういうことを主体にして、まさに新しい市の建設を進めていくか、その計画を立てたんです。私の記憶だと数百、100、200じゃなかったね、その計画、新市建設計画のメニューというかね、それも数百本にわたってあったと思います。で、その都度恐らく当

局も私ども議会の方に提示していただいたと思うんですが、まさに今同僚議員からも質問ありましたが、当時138億円であったのかな、100億を超える合併特例債の枠がありました。まあそれをその時々必要性に応じて起債を起し、そしてほぼ完璧に使い切る、見事であります。これはやはり有利な財源ですからそれはそれとして、時の住民ニーズに応じていくためには財政運用上も政策展開上も私は当然のことだと、こういうふうに解釈もしていますし、私どももその都度提案されればそれに同意したという責任もあります。問題は、この段階まで来ますとまさに新しいバージョンが今度始まります。今まではやはり有利な財源がゆえに、この合併特例債というものに相当やはり頼りながら、まちづくりなり政策展開をしてきたというのも紛れもない事実ですから、私はちょっと市長もね、そのちょっとさっき触れましたが、これがなくなると。金庫が一つもうさておかれるわけですから、これからそうすれば地方交付税も細まってくる中で、我が市は基礎的自治体としてどういうふうな財源手当とそして計画の中でまた進んでいくのかと。これはやはり早晩きちとしたものを具体的に、政策的な計画は構想だとか計画でありますけれども、財源的なベースのものはやはり私どもにはお示ししていただきたいというのが一つです。

併せて、今回こういうふうな状況の中で、市長が今までのこの数百というメニューをどれだけ新市として計画は立てたけれども実現されたのか、具現化されたのかという検証がどこまで進んでるのか。その検証なくして、この先将来に持続可能な市長が言うまちづくりはできませんから、そこらを財政も含めて、この段階で、いい機会ですよ2年延長すると、今議案にかかっている部分ね。この段階ではどんだけ当局としては準備をされて、そして今後進もうとするのか。現時点でいいですから、その状況をありのままをあまねくお示ししていただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず現時点で新市建設計画で定めたもの、我々の認識としましては、新市建設計画に定めたもの130億円ほどの財源として使わせていただいて、今回のこども園をもちましてほぼ使い切るという形になるわけです。そうした中でハードの部分については、ほぼほぼ我々としてはやり尽くしてきたのかなというふうに思っております。そして合併前の市町村のあるべき姿というか、そういう交付税も減額になりますが、本来の計算式に戻るといってごさいますので、それに合った今後財政措置をしながら進めていかな

きゃならないわけではございますけれども、財源的には今日のお話もさせていただきましたが、施設の総合管理計画でございます。それについて公的債というものがありますので、そういうものも使いながら、もしハードの部分が出てきた場合にはそういうもので対応していきたい。また、それ以外に有利な補助金等がございましたらそれを活用させていただくということになりますので、今後はハードというよりもソフトの部分でいろいろと研究しながら進めていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） ご答弁いただきました。全体的には恐らくそれでよろしいと思い、私も全く同感です。ただ問題は、この後進める、進めていく中でハードからソフトとシフトしていくと。しかしながらハードもこれ永遠のテーマですよ。付きまといます、必ず。ですからそこらも含めて、やはりソフトよりは比較的ハードというのはお金もかかりますし、言いたいことは、138億円という合併特例債を起債を起こしてやってきたんですが、残ってるのは借金ですからね。これから後年度負担として我々の世代なり、我々の子々孫々にかかってきます。だからそこらも含めて政策計画と行財政計画というのはやはり1日も早くお示しをいただいて、総合発展計画だとか構想だとかそういうんじゃなくして、今の時代の、過去じゃなくしてここから近未来どうなるのかということをお示ししていくことが持続可能な潟上市建設の必須条件だと、私はもう確信して言えますから、そのこと今ここでね何でもかんでも示せということは無理です。私も突然聞いてますから。どうぞひとつ3月の議会頃までは何らかの形でお示しをいただいて、今度はこういう方向軸で我が潟上市は政策も含め行財政も含め行くんだなということも私どもにも提示いただきたいし、市民にもひとつ発信していただきたい。まさに新しい令和の時代の幕開けだということをお示しいただきたいということをお願いしておきます。市長何か答えたいような顔もしてますが、答えますか。もし特別なければ、その答えの期待は3月に残しておきます。私の一応これで終わりたいと。ということは提案されたことじゃないので、そのことを申し上げて、大変恐縮ですが3月でできるだけお示しただければ、施政方針等に期待をしますので宜しくお願いします。

以上です。終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑ないようでございますので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

【日程第21、議案第86号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について】

○議長（西村 武） 日程第21、議案第86号秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

議案第86号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の56ページをお開き願います。

議案第86号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合格約を変更する必要があるため、組合格約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

組合格約の改正内容についてご説明申し上げます。

一部変更組合格約の中ほどをご覧ください。提案理由で説明しましたとおり、「北秋田市周辺衛生施設組合」を条文中から削ることとしております。

なお、この組合格約は、議決後知事の許可を受け、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

【日程第22、議案第87号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第27、議案第92号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第22、議案第87号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第27、議案第92号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題と致します。

議案第87号から議案第92号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の58ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第87号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第87号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,956万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億1,511万円とするものでございます。

5 ページをお願い致します。

第2表、地方債補正でございます。

幼保一体施設整備事業は、限度額を830万円増額し8,130万円に、社会福祉施設整備事業は、限度額を800万円減額し300万円に、農業基盤整備事業は、限度額を110万円増額し1,280万円とするものでございます。

8 ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金は594万2,000円の追加で、障害児通所給付費等国庫負担金でございます。放課後等デイサービス利用人数の増に伴う実績見込みによるものでございます。

18款2項1目基金繰入金は2億1,000万円の追加で、財政調整基金繰入金でございます。

9 ページをお願い致します。

19款1項1目繰越金は1億7,297万7,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

21款1項市債は140万円の追加で、2目民生債の幼保一体施設整備事業債（合併特例債）は830万円の追加、社会福祉施設整備事業債（合併特例債）は800万円の減でございます。4目農林水産業債は、ため池等整備事業債（公共事業等債）で110万円の追加でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

各予算項目に計上されております人件費に関する補正予算の主なものは、給与改定等に伴う職員給料、職員手当等及び共済費負担金の追加でございます。給与改定に伴う人件費の追加は1,353万1,000円で、内訳は、市議会議員分37万8,000円、特別職分14万6,000円、一般職員分が1,289万4,000円、再任用職員分が11万3,000円でございます。

11ページをお願い致します。

2款1項17目基金費は3億6,161万5,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。地方財政法第7条の規定により、平成30年度決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は380万2,000円の追加で、人件費以外の主なものは、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき出張申請受付を実施するためのタブレット端末リース料や複合機プリンターの購入費等で

ございます。

12ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は1,201万3,000円の追加で、主なものは、障害児通所給付費1,188万4,000円でございます。放課後等デイサービス利用人数の増に伴う実績見込みによる追加でございます。

13ページをお願い致します。

2項10目幼保一体施設整備事業費は210万円の追加で、天王こども園（仮称）用地として国有地を購入するものでございます。

14ページをお願い致します。

4款1項3目母子保健費は127万2,000円の追加で、子育て世代包括支援センターの開設準備経費として、周知用リーフレット等作成のための印刷製本費や子どもの待合スペース設置のための備品購入費等でございます。

15ページをお願い致します。

2項2目廃棄物対策費は354万円の追加で、ペットボトル処理手数料の有料化に伴う収集用ごみ袋の購入費等でございます。

16ページをお願い致します。

7款1項2目観光費は357万5,000円の追加で、秋田県花き種苗センターの移転に伴い、秋田県から借りている「道の駅しょうわ」及び「高齢者ふれあい館」の用地を購入するものでございます。

17ページをお願い致します。

10款2項1目学校管理費は455万円の追加で、人件費以外の主なものは、工事請負費446万5,000円でございます。来年度、追分小学校のクラスが増となるため普通教室を整備するものでございます。

18ページをお願い致します。

7項3目体育施設費は680万8,000円の追加で、人件費以外の主なものは、天王相撲場解体工事671万円でございます。

12款1項公債費は1,286万3,000円の減で、市債の利率確定等によるものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の59ページをお願い致します。

議案第88号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）

について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第88号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,685万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,903万円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、先の新聞報道等にありました秋田県国民健康保険団体連合会の高額医療費共同事業の算定誤りによる返還金でございます。

続きまして、議案書の60ページをお願い致します。

議案第89号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第89号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億687万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、給与改定による人件費の追加と前年度実績による補助金の返還金でございます。

次に、議案書の61ページをお願い致します。

議案第90号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第90号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事

業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,640万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、給与改定による人件費の追加でございます。

次に、議案書の62ページをお願い致します。

議案第91号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第91号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に35万4,000円を追加するものでございます。

補正予算の内容は、給与改定による人件費の追加でございます。

次に、議案書の63ページをお願い致します。

議案第92号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年12月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第92号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入を512万3,000円追加し、収益的支出を324万1,000円減とするものでございます。

補正予算の主な内容は、公共下水道使用料等の賦課漏れによる過年度損益修正益と企業債利息の利率確定等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第28、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第28、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第87号から議案第92号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号から議案第92号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第29、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第29、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算特別委員会の委員長には、5番鈴木斌次郎議員、副委員長には、13番堀井克見議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算特別委員会は12月9日及び17日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月9日から11日までに詳細審査をすることと致しますので、ご報告致します。

【日程第30、陳情第13号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について から 日程第36、陳情第19号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第30、陳情第13号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてから日程第36、陳情第19号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情までを一括議題と致します。

陳情第13号から陳情第19号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号から陳情第19号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することと決定致しました。

以上で本日の日程は、すべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、12月5日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。
本日はどうも大変ご苦勞様でございました。終わります。

午後 3時00分 散会

